

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、  
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

平成二十三年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

（名 氏 名 ） 称	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
織田産業株式会社	安芸高田市吉田町常友二二五番地の二	平成三年一月一日